

報道機関各位

令和8年度鹿行地域銘柄産地指定証交付式を開催します ～鹿嶋市・神栖市の「ピーマン」を再指定しました～

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について一定の要件を満たした青果物産地・花き産地を、「茨城県銘柄産地」として指定しています（有効期間3年間）。

今般、鹿行地域において、鹿嶋市・神栖市のピーマンを再指定（指定期間：令和8年7月22日～令和11年7月21日）しましたので、下記のとおり交付式を開催いたします。

つきましては、当交付式について取材いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年10月9日（金）午前10時30分から（約30分間）
- 2 場 所 茨城県鉾田合同庁舎3階大会議室
（鉾田市鉾田1367-3 電話：0291-33-4117）
- 3 主 催 茨城県鹿行農林事務所
- 4 出席者 鹿嶋市長、神栖市長、なめがたしおさい農業協同組合代表理事組合長、
生産者代表及び鹿行農林事務所長他
- 5 産地の特徴

○神栖市神栖地区・鹿嶋市大野地区（青果物生産部会）（平成29年度初指定）

- ・作付戸数：141戸 作付面積：91.2ha 販売額：4,752百万円（R7年）
- ・首都圏を中心に、東北、関西等、全国の消費地へ新鮮なピーマンを出荷している。
- ・全部会員による統一目揃会の実施と品種の「みおぎ」への統一により、品質の均一化に努めている。

○神栖市波崎地区（波崎青販部会）（昭和58年度初指定）

- ・作付戸数：207戸 作付面積：136ha 販売額：5,843百万円（R7年）
- ・首都圏を中心に、東北、甲信越、中部等、全国の消費地へ新鮮なピーマンを出荷している。
- ・検査員による目視検査、自動計量機による選果・選別、金属検知器による異物混入検査により品質維持に努めている。



（前回指定証交付式写真）



※令和8年10月5日現在の指定状況：鹿行地域 青果物30産地（県全体64産地）、花き1産地（同6産地）

【問合せ先】茨城県鹿行農林事務所 担当：住谷、藤咲

TEL：0291-33-4117 FAX：0291-33-4264 E-mail：rokkonourin02@pref.ibaraki.lg.jp